

「景観政策の進化」に係る関係条例の改正概要（主な項目）

1 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区の計画書の規定による特例許可の手續に関する条例

学校等の公共性のある施設に係る建築物に係る建築計画については、従来、特例許可の手續のうち、建築計画の概要の公告及び縦覧、説明会の開催並びに建築計画についての意見書の提出等の手續に関する規定を適用しないこととしていましたが、この度、当該建築物に係る建築計画についても、特例許可の手續に関する規定を全部適用することとしました。（第11条）

2 京都市自然風景保全条例

自然風景保全地区において、自然風景の保全上支障を及ぼすおそれが少ない建築物及び工作物に係る行為等（府及び市の指定有形文化財等の保存に係る行為等）について、許可又は届出を要しないこととしました。（第9条）

3 京都市風致地区条例

- (1) 風致地区内において、許可を受けた者が申請した内容を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならないことについて明文化することとしました。この場合において、市長が定める軽微な変更をしようとするときは、許可を受けることを要しないこととしました。（第2条）
- (2) 風致地区内において、風致の維持に支障を生じさせるおそれが少ない建築物及び工作物に係る行為等（府及び市の指定有形文化財等の保存に係る行為等）について、手續及び制限に関する規定を適用しないこととしました。（第2条）

4 京都市眺望景観創生条例

- (1) 遠景デザイン保全区域内における建築物等の建築等で、当該建築等をしようとする地点と当該地点が存する遠景デザイン保全区域の視点場との水平距離が3キロメートルを超え、かつ、建築等を行った後の地盤面からの高さが10メートル以下となるものについては、届出を要しないこととしました。（第11条）
- (2) 眺望空間保全区域並びに近景デザイン保全区域及び遠景デザイン保全区域において、良好な眺望景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ないものとして、府及び市の指定有形文化財等について、手續及び制限に関する規定を適用しないこととしました。（第15条）

5 京都市市街地景観整備条例

(1) 地域景観づくり協議会

ア 地域の景観づくりに主体的に取り組む組織は、「地域景観づくり協議会」として市長の認定を受けることができるとともに、その活動対象区域を「地域景観づくり協議地区」として定めることができることとしました。(第43条から第46条まで)

イ 地域景観づくり協議地区内において建築等をしようとする者は、景観関係の手續に先立ち、建築等の計画内容について、地域景観づくり協議会の意見を聴くとともに、その旨を市長に報告しなければならないこととしました。また、意見聴取及び報告をしない場合は、市長が勧告及び公表をすることができることとしました。(第47条及び第55条)

(2) 市街地景観協定に関する制度の見直し

ア 市街地景観協定に定めるべき事項に、協定の運用に関する事項を追加することとしました。(第48条)

イ 市街地景観協定区域内において建築等をしようとする者は、景観関係の手續に先立ち、建築等の計画内容について、当該協定を締結した者の意見を聴くとともに、その旨を市長に報告しなければならないこととしました。また、意見聴取及び報告をしない場合は、市長が勧告及び公表をすることができることとしました。(第49条及び第55条)

(3) 良好な景観の保全及び創出に関する技術的な助言

建築物等の建築等又は建設等をしようとする者は、市長に対して、良好な景観の保全及び創出に関する技術的な助言を求めることができることとしました。(第56条)

(4) その他認定及び届出の手續に関する見直し

ア 景観法第16条第7項第11号に規定する行為（行為の届出に関する規定を適用しない行為）について、山並み背景型、岸辺型及び町並み型の各建造物修景地区における建築物のうち高さが10メートル以下のものの建築等で、1戸建て専用住宅又は延べ面積が200平方メートル以下の建築物の建築等に限ることとしました。(第23条)

イ 景観地区及び建造物修景地区において、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ないものとして、府及び市の指定有形文化財等の建築物及び工作物について、手續及び制限に関する規定を適用しないこととしました。(第9条、第18条及び第23条)

関係条例の公布日及び施行日

公布日：平成22年12月22日

施行日：平成23年 4月 1日